

# ☆戦争・浜松大空襲と平和憲法

― 戦争の記憶を新たにし、平和憲法の意義を見なおそう ―

## 太平洋戦争と浜松大空襲

◆太平洋戦争（一九四一年一月〜一九四五年八月）の末期、浜松は四四年十二月から四五年八月一日にかけて二七回の米軍機による空襲を受け、合計三三四九人が亡くなりました。

◆その間で最も激しかったのは、六月一日の空襲でB二九百機、焼夷弾六五〇〇発、全焼家屋一五二一八戸、死者一七一七人、被害は全市に及び、市街は一面の焼け野原となりました。家族を失い、家を焼かれた人の気持ちを想像してみてください。これが戦争の実態です。

## 日本国憲法は平和の砦

◆一九三一年に始まり、一五年間続いたアジア太平洋戦争では、アジア近隣諸国の二千万人、日本人三百万人が亡くなりました。

◆戦争が齎<sup>もたら</sup>すものは、人命と文明の破壊であり、人間生活の破壊です。そして、日本はこの様な戦争を二度と起こさないようにすることを決意し世界に宣言し、日本国憲法を定めたのです。

## 憲法を改正して何が変わるか

◆日本国憲法は三つの原理即ち、一、基本的人権の尊重、二、国民主権、三、恒久平和主義を定めており、世界の中でも進歩的で優れた憲法です。

◆このすばらしい憲法を変えて、今より良くなるとは考えられません。外国では憲法を度々改正していると言われるが、憲法の原理を変えることはありません。

◆憲法改正問題が盛んに報じられています。平和を維持増進させるために大切な先の三つの原理の変更を含んでいいか。

◆例えば基本的人権を制限したり、国民の主権を時の首相と内閣に委託（一任）するとか、自衛隊を専守防衛から海外での戦争にも参加できる軍隊に変質させるとか、改正案の内容を十分吟味しましょう。

二〇一八年六月十日（日）護憲平和行進（通算616回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

六・一八浜松大空襲と平和憲法を心に刻む集会・講演会のお知らせ

講演「6・18浜松大空襲 戦争と強制労働」

講師 竹内康人氏（静岡県近代史研究会会員、近代史に関する著書多数）

日時・会場 六月十八日（月）午後六時三十分〜八時三十分 遠州教会（紺屋町）

共催 浜松市憲法を守る会、県西部平和遺族会、日本友和会静岡支部

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。